役立つ情報と笑顔をお届け

2021年
6月1日 Vol. 97

発行元
札幌リブレ行政書士法務事務所

—リブレのゆかいな仲間たちがお送りする—

3分で読める！ リブレ速報 focus

意外とちゃんと把握してないかも!?

運転中のスマホ使用 どこまで許されてる!?

【いつもあなたのコンシェルジュ】
011-213-0978
info@sapporo-libre.com

ニュースレターは以前より二人制から一人制に変わり、リブレの人数が増えたことも相まって随分ご無沙汰な印象です。
全国的に不要不急の外出を自粛するという社会情勢でありますので、なかなか広大な北海道をドライブするということは果たせません… そんなときはお客様の元へ向かう際の業務車に乗ることで少し気分を発散している守田です。

運転時は信号での停車中に、ふとスマートフォン（以下、「スマホ」）を見てしまうことがあるのですが、
2019年12月の道路交通法改正がどこまで禁止しているのかを把握していなく、マスメディアから流れる情報による上辺の知識しかなかったので調べてみました！

運転中のスマホ使用は どこまで良くて、何がダメなのか？

現在の道路交通法によると、運転中のスマホ等の操作を以下のように禁止しています。

【道路交通法　第71条5の5】
自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

禁止されている行為

- 走行中にスマホを含む、携帯電話、車内電話、トランシーバーを手に持って通話すること

- 走行中にカーナビ等の画面を見つめること

（「注視」という表現について定義が明確化されている条文を確認できませんでしたが、2秒以上見つめることを指すのではないかと考えます。）
※警察庁において、2秒間に進む距離を表したグラフを掲載しており、それ以上見つめることが運転者にとって危険を感じる目安となっているため。

禁止されていない行為

- 車が止まっているときに、スマホやカーナビを操作すること（見つめたりも含まれます）

- 車が止まっているときに、スマホ等で通話すること

- ハンズフリー機能やイヤホンを用い、受話器を持たずに通話すること

ただ、北海道においてはハンズフリーについて、以下のような規則もありますので注意が必要です。

【北海道道路交通法施行細則】
第12条（7） 高音でカーラジオ等を聴き、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽を聴くなど安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で、車両を運転しないこと。 ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン又はヘッドホンを使用するときは、この限りでない。

つまりは、大きい音でラジオ等を聞く、イヤホン等で運転に支障のある範囲で音を聞いている場合は走行中の使用は禁止とされています。
※似たような条文は各都道府県の施工細則等にも記載されていますので、北海道だけの独自ルールではありません。

担当 守田です

守田のひとこと

守田は運転中にハンズフリーによって通話をする際、音声が聞き取りにくい場合はついつい大きくしてしまうことがありますが、安全を担保するために今後はなるべく停車時に行うようにしようと改めて感じました。
この記事が皆様の安心安全なカーライフに少しでもお役に立てれば幸いです。